(4)　中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入
(5)　節電を通じた経営の合理化
(6)　電力制約下における新たな需要（ビジネス機会）の取り込み
2　組合及び連合会に期待される役割
(1)　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
(2)　震災発生時の利用者の避難誘導などを通じた帰宅困難者に対する支援等の取組
(3)　節電啓発や節電行動に対する支援
(4)　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置
3　国及び都道府県
東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災した営業者及び被災した組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。
(1)　被災した営業者の再生支援及び経営安定化のための施策
(2)　被災した営業者の営業再開のための施策
(3)　被災地における社会経済の再生及び生活再建と地域の復興のための施策
4　日本公庫に期待される役割
被災した営業者に対するきめ細やかな相談及び支援を通じた低利融資等の実施

○東北地方整備局告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。
その関係図書は、東北地方整備局及び同局郡山国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十二日　東北地方整備局長　縄田　正

平成十九年東北地方整備局告示第六十九号を平成二十七年三月三十一日をもって次のように改正する。
第一項を次のように改める。

一般国道	四十九号	福島県郡山市富田町字中亀田地先から同県耶麻郡猪苗代町大字山潟地先まで
〃	〃	福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田地先から同県会津若松市鶴賀地先まで

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番一まで	前	ＢＡ 八・五〇～五一・〇〇（メートル）	二・九五〇（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 八・五〇～五一・〇〇 二八・〇〇～七二・〇〇	三・二二六 二・九五〇 三・二二六	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号	七尾市八幡町い三二番一から同市下町イ三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十二日

○中部地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十二日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛知県海部郡飛島村木場一丁目八番一から同村大字新政成十一丁目四一番まで	前	四〇・三五～七五・九二（メートル）	一・〇五〇（キロメートル）
	後	六〇・〇六～九一・三五	一・〇五〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十二日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	愛知県海部郡飛島村木場一丁目八番一から同村大字梶之郷字中梅六〇番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十二日

○中国地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十二日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市西条町下三永字森重四七番一から同市西条町下三永字本頭一〇八番一まで	前	二五・九〇～六五・六六（メートル）	〇・二四二（キロメートル）
	後	二五・二〇～六三・六〇	〇・二四二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所